



発行  
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…
- 規程（下水）
- 東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部を改正する規程……………

告示

●東京都告示第六百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき国分寺都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 国分寺市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国分寺都市計画緑地事業第七号西町五丁目緑地
- 三 事業施行期間 令和八年五月二十日から令和十一年

四 事業地

三月三十一日まで  
 収用の部分  
 国分寺市西町五丁目地内  
 使用の部分  
 なし

●東京都告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

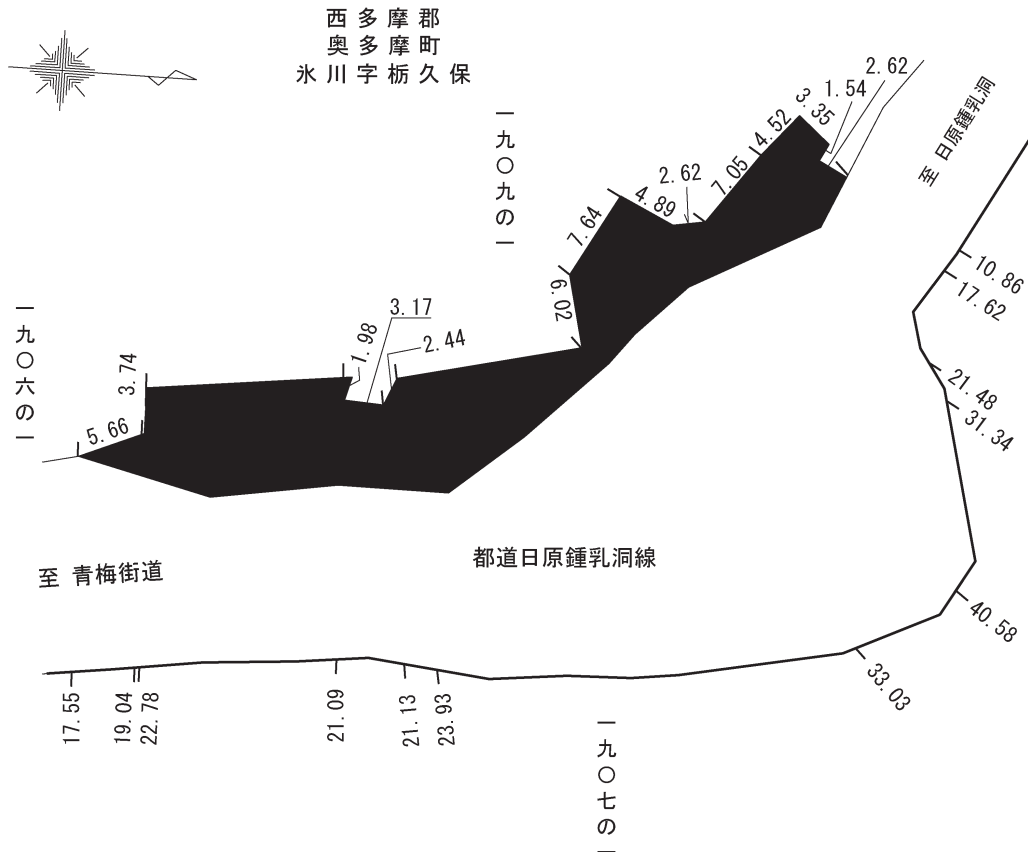
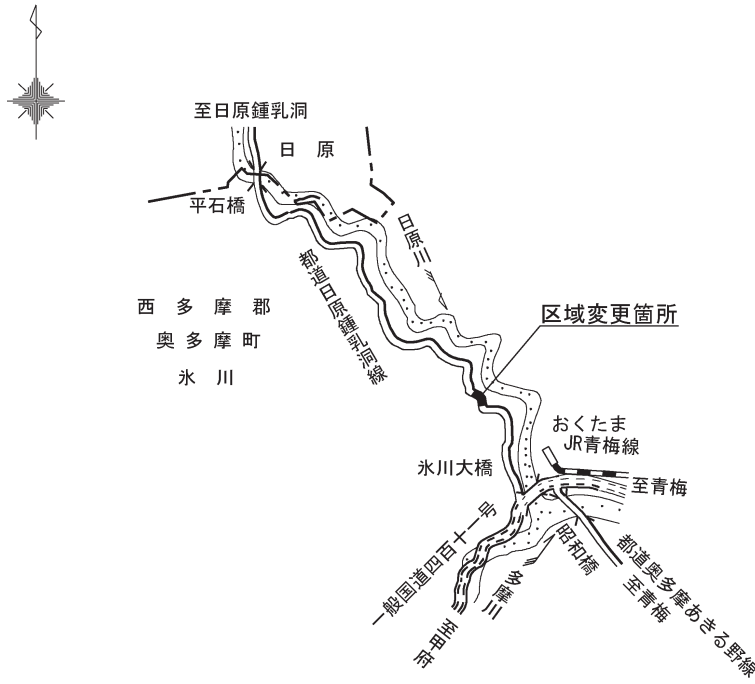
- 一 路線名 日原鍾乳洞
- 二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町氷川字枳久保千九百九番一地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道日原鍾乳洞線区域変更略図  
西多摩郡奥多摩町氷川地内



延長 八一・七二メートル  
面積 四六七・七七平方メートル



規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十六号

東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程(昭和五十五年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。第六条の見出し中「及び公告」を削り、同条中「及び公告は、」を「は、地方自治法第二百三十一条の第三第四項の規定により地方税の公示送達の場合により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び公示送達をする者がその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨(以下「公示事項」という。)が記載された書面を」に、「又は」を「若しくは」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を当該部若しくは事業機関に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする」に改め、同条の表一の項中「第一条第一項」を「第一条」に、「東京都庁」を「都庁内」に改め、「東京都新宿区西新宿二丁目八

番一号」を削る。

附則

- 1 この規程は、令和八年五月二十一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程第六条の規定は、この規程の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

